

【第 5 号議案】

特別維持会員会費変更に関する件

現行会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延 4 社:株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社、株式会社 UACJ、MA アルミニウム株式会社)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)4 社の会費総額を年額 14,500 千円とする。
- (2)基本会費を各社 1,000 千円とし、残りの 10,500 千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は 4 社の生産量を適用し算出する。

改定会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延 3 社:株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社、株式会社 UACJ)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)3 社の会費総額を年額 14,500 千円とする。
- (2)基本会費を各社 1,000 千円とし、残りの 11,500 千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は 3 社の生産量を適用し算出する。

改訂趣旨:

令和 5 年度より、MA アルミニウム株式会社が特別維持会員を脱退し、3 口維持会員となる。特別維持会員が軽金属圧延 3 社となるのに伴い、特別維持会員会費総額は 3 社の合意を得て、14,500 千円を維持することとし、基本会費 1,000 千円とし、残りの 11,500 千円を前年度の生産割合で比例配分することとした。